

第2回・第3回大橋川周辺まちづくり検討委員会で
出された意見に関する参考資料

目 次

(1) 松江のまちづくりについて（まつえ・まちづくり読本より抜粋）	1
(2) 松江城について	3
(3) 江戸時代の城下町地図	4
(4) 大橋について	5
(5) 昔の大橋周辺の風景	6
(6) 松江夜曲の歌詞	8
(7) 神社仏閣分布図	9
(8) 多賀神社について	10
(9) 大橋川～中海の水上バスの運行について	11
(10) ホーランエンヤについて	13
(11) 如泥石（小林如泥）について	14
(12) 宍道湖に係る湖沼水質保全計画	15
(13) 大橋川改修事業環境調査計画	17
(14) 中州及び周辺地域の土地利用計画図	21
(15) 中州及び周辺地域の代替水源に関する計画	22
(16) 大橋川中流部左岸のまちづくり構想検討の経緯	24
(17) 景観法の概要について	26
(18) 松江市の景観計画の策定について	28
(19) ラフカディオハーンの見た風景について（著書より抜粋）	30
(20) 出雲国風土記（矢田の渡し周辺）について	31
(21) 灯籠流しについて	32
(22) 畳提について	33
(23) 国際文化観光都市について	35
(24) 松江第五大橋道路ルート図	36
(25) 国立マンション訴訟について	37

軸と拠点で分類すると

都市全体の骨格を考えてみよう！

軸と拠点を整理（分解）すると

4つの都市軸から構成されているといえます。

町にはいろいろなものがあります。商店、学校、道路、河川、公園、神社、美術館、大学、温泉、城、……。これらは一般に都市機能と呼ばれています。都市機能はそれぞれ町をイメージする一つの要素であり、ある所に類似の都市機能を集めることで一つのイメージが形成されます。

これがまちをデザインする基本です。これらがうまくいかないとバラバラなまちになって

しまいます。特に今の松江は住宅も商業も郊外化が進んでおり、メリハリに欠けます。

そこで都市マスタープランでは、都心を中心に4つの「都市軸」を考えてみました。都市軸に統一したイメージを与え、そこに類似の都市機能を集積させます。そんなアイデアです。

◎いまある集積をさらに高める軸

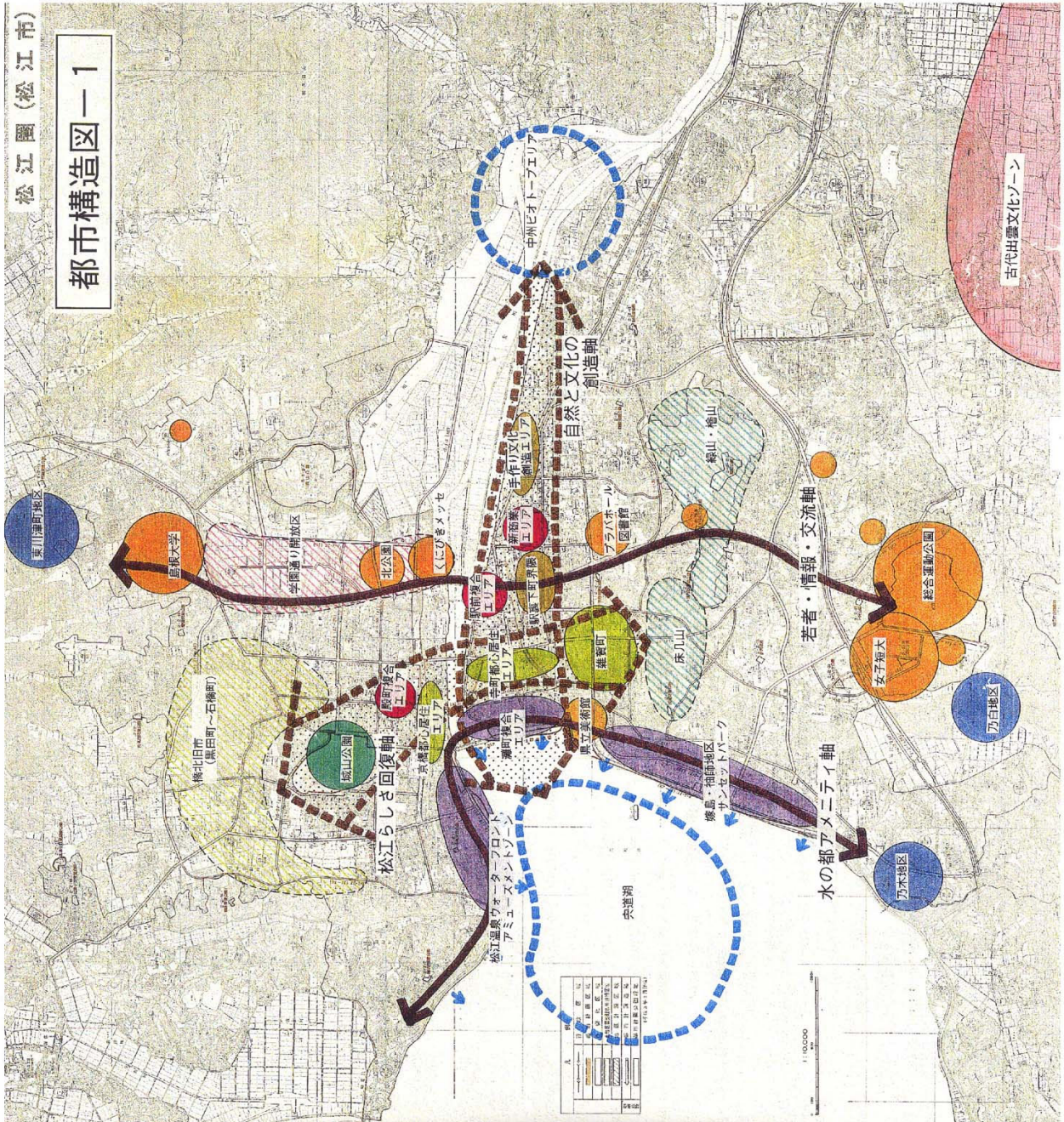
- 湖岸アメニティ保全軸
松江温泉、空道湖大橋、瀬町、美術館、縁ヶ島、神師地区、乃木地区
- 若者・情報・交流軸
ソフトビジネスパーク、島根大学、学園大

通りくくにひきメッセ・大橋、SATY、プラハホール、緑山、女子短大、運動公園、乃木地区

◎新し集積・界隈を創る軸

- 松江らしさ回復軸
石橋・奥谷町、城山、殿町、宮店、白濁本町、寺町、雄賀町、枕木山、松山
- 自然と文化の創造軸
空道湖、白濁本町、寺町、駅南側、SATY、旧松江藩、東津田町、中の島、中州、中港

赤……………都市拠点
青……………産業拠点
オレンジ…観光・文化拠点



(2) 松江城について

- ・堀尾吉晴により1607年に着工、1611年にほぼ完成。
- ・鳥が羽を広げたように美しいことから別名「千鳥城」と言われる。
- ・城郭の広さは東西360m、南北560m。
- ・天守閣は外観五層、内部六階、高さは約30mで姫路城に次ぐ規模。国の重要無形文化財。
- ・天守閣は、一二層が黒塗りの下見板張り、最上階が遠見櫓で望楼式の実践本意の質素な造りで、桃山時代初期の質実剛健な姿を見せる。
- ・木彫り青銅張りの鯨は、高さ約2mあり、現存する木造のものでは日本最大のものである。



(3) 江戸時代の城下町地図



(4) 大橋について

- ・初代大橋は、江戸時代初期の1608年松江城築城のため、堀尾吉晴により架設されたものである。
- ・初代大橋を架設するときの逸話として、川を鎮めるため「雑賀町の源助」を人身供養として捧げられた、との伝説がある。
- ・第3代元明大橋（1660年）から洪水にも耐えられる本格的な橋となった。
- ・3代から13代までの橋名は、普門院の住職によって命名されていた。
- ・「大橋」という橋名は、第14代からである。
- ・現在の大橋は、第17代目で昭和12年に完成したものである。
- ・現在の大橋は、松江市のシンボルとして市民はもとより、観光スポットの一つとして観光客にも愛されている。特に御影石の欄干と唐金の擬宝珠が歴史と風情を漂わせ、夜はライトアップされ、幻想的な雰囲気漂わせている。



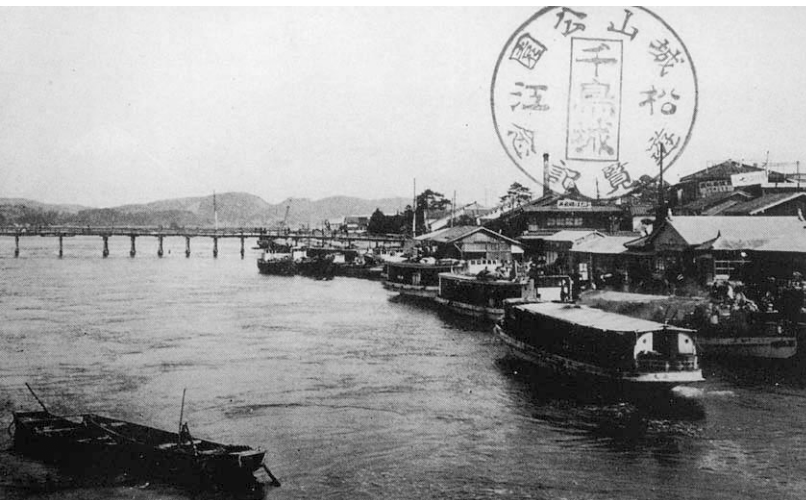
(5) 昔の大橋周辺の風景（写真提供：松江郷土館）



大橋川の帆船（明治後期）



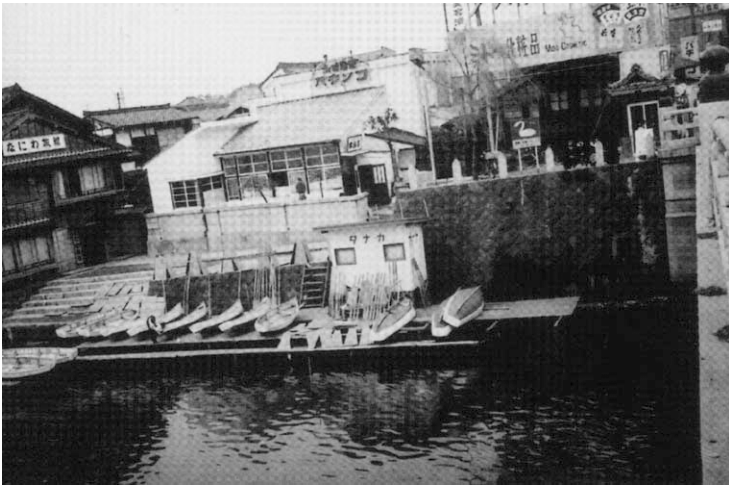
大橋川と籠の端（明治末期）



大橋より新大橋を望む（大正末期）



大橋とネオン塔（昭和30年代）



大橋北詰の貸しボート（昭和30年代）



穴道湖でのゴズ釣り（昭和37年）



合同汽船乗り場（昭和40年代）

(6) 松江夜曲の歌詞

松江夜曲

西條八十 作詞 古関裕而 作曲

松江大橋 唐金擬宝珠
なぜに忘れぬ 忘れぬ
さくら春雨 相合がさで
君と眺めた 嫁が島
まつまつ松江は 君を待つ

二夜逢わねば 眠れぬ枕
ひびくろの音 波の音
恋の湖 雨戸を開けりゃ
月にほんのり 千鳥城
まつまつ松江は 君を待つ

松江自慢は 小泉八雲
のこる縄手の 鳥屋敷
今も咲きます 国際愛の
色香なつかし 杜若 (かきつばた)
まつまつ松江は 君を待つ

水はうつくし 人情はやさし
松江絵の町 湖 (うみ) の町
大社詣りの つい日がのびて
七日ながめた 松江富士
まつまつ松江は 君を待つ

(8) 多賀神社について

- ・祭神は、スサノオノミコト（素戔鳴尊）、イザナギノミコト（伊弉諾尊）、イザナミノミコト（伊弉冉尊）。
- ・神在祭（11月25日、26日）は、佐太神社より直会のために神々が参集すると伝承されている。この直会の邪魔をしないよう、境内に人の出入りができないように、参道2ヶ所に注連縄を張る。26日、早朝、この注連縄を外すことで多賀神社の神在祭は終了する。特に神社での神事はなく、神々は自然に当社に集まり、自然に去っていくと考えられている。地域の人々も直会の邪魔をしないように、神社への出入りはせず、両日は静かにしていたという。





新中海道。

中海水上バスから見た江島大橋

4月7日

中海周辺の観光地を結ぶ新アクセス登場！

中海水上バス

要予約

■運航区間・時刻 ※天候によって欠航場合があります。

松江港(第二乗船場)	松江港(第一乗船場)	大根島(波入港)	境 港
13:45発	13:50発	14:30着/14:35発	15:00着
境 港	大根島(波入港)	松江港(第一乗船場)	松江港(第二乗船場)
15:20発	15:45着/15:50発	16:30着	16:35着

■乗船料金 おとなお一人様・小学生以下半額・幼児無料

大根島(波入港)	700	
松江港(第一)	1,400	700
松江港(第二)	1,400	700
境 港		大根島(波入港)

■乗船券のお求め先

- 一畑トラベルサービス本社 TEL.0852-21-0208
- 一畑トラベルサービス松江駅前営業所 TEL.0852-21-3021
- 白鳥観光 TEL.0852-24-3218
- 由志園 TEL.0852-76-2255
- 境港市観光案内所 TEL.0859-47-0121

■お問い合わせ

- 一畑トラベルサービス本社 TEL.0852-21-0208



中海観光ルートバス

■運行区間・時刻

○午前便	松江しんじ湖温泉	玉造温泉	由志園	境 港	美保関	境 港	由志園	JR松江駅
	8:30発	9:00発	9:40発	10:00発	10:30発	11:00発	11:20発	12:00着
○午後便	JR松江駅	由志園	境 港	美保関	境 港	由志園	JR松江駅	松江しんじ湖温泉
	13:00発	13:40発	14:00発	14:30発	15:00発	15:20発	16:00着	16:10着
								玉造温泉
								16:30着

■バス停留所

- 松江しんじ湖温泉：松江しんじ湖温泉駅ロータリー
- 玉造温泉：ゆ～ゆ前 ○由志園：由志園駐車場
- 境港：JR境港駅 ○美保関：美保神社前
- JR松江駅：JR松江駅前

■お問い合わせ

- 松江一畑交通株式会社 TEL.0852-22-3681

■運賃 おとなお一人様・小学生以下半額・幼児無料

境 港	500		
由志園	780	400	
松 江	1,200	900	660
	美保関	境 港	由志園



境港・水木しげるロード



美保関灯台

大根島・由志園



松江・宍道湖

中海周辺の観光地を結ぶ新アクセス登場!

《中海水上バス》は島根の古都、松江と鳥取の港町、境港を大根島経由で結ぶ新アクセスルートです。

《中海観光ルートバス》はそのコースに加えて玉造温泉や美保関まで足を伸ばします。

新アクセスと観光路線化されたJR境線を使って、中海エリアの観光を存分にお楽しみください。



水木しげるロード

境港市●境港出身の漫画家、水木しげる氏にちなんで命名された商店街通り。約800mのロードには漫画「ゲゲゲの鬼太郎」でおなじみの鬼太郎、目玉おやじ、ねずみ男など、妖怪のブロンズ像が数多く配置されている。商店街では手作りの鬼太郎グッズなども販売され、休日ともなると、家族連れやカップルの姿であふれている。

水上バス ルートバス [境港]から徒歩すぐ



美保神社

松江市●本殿は美保造りと呼ばれ、大社造りを2棟並べた独特のもの。左殿に三穂津姫命、右殿にえびす様として知られる事代主命が祀られている。漁業、海運、商売、歌舞音曲の神として全国に事代主命を御祭神とする神社があり、美保神社はその総本宮である。青葉垣(あおふしがき)神事の御船の行事が行われることでも有名。

ルートバス [美保関]からすぐ



水木しげる記念館

境港市●境港市出身で「ゲゲゲの鬼太郎」で有名な漫画家、水木しげる氏の作品や世界中から集めた妖怪に関するコレクションなど、貴重な品々を中心に館独自に制作したオブジェなどを多数展示している。水木氏の哲学や精神の現れである妖怪の世界を肌で感じ、大人も子供も楽しめるまさに水木妖怪ワールドになっている。

水上バス ルートバス [境港]から徒歩すぐ



由志園

松江市●山陰随一の規模を誇る回遊式庭園は、四季の花々に加え開花時期の短い牡丹の花を一年中観賞できる「牡丹の館」が好評。大根島は高麗人参の特産地としても知られ、希望者には高麗人参のお茶も試飲できる。また美しい庭園を眺めながら美味しい郷土料理も楽しめる。

水上バス [大根島(渡入港)]から送迎バス
ルートバス [由志園]からすぐ



ぐるっと松江堀川遊覧

松江市●松江を囲むように流れる堀川を、小舟で巡ることができる。堀川からの低い視線でながめる松江は、また変わった面持ちで新しい発見があるだろう。屋根のついた小舟のほか、冬はコタツを積んだ小舟も登場し、天候にかかわらず楽しめる。堀川にかかる16の橋をくぐり抜けるのもスリリングで面白い。

ルートバス [JR松江駅]からバスで大手前乗船場へ9分



玉造温泉

松江市●松江市の西南約8km、三方を山に囲まれた温泉で、宍道湖に注ぐ玉湯川に沿って旅館や歓楽施設が軒を連ねている。温泉の歴史は古く、今からおよそ1600年前に湧き出したとの古い記録があり、「出雲国風土記」にも記されている。巨大な勾玉をイメージした公衆浴槽「玉造温泉ゆ〜ゆ」も人気がある。

ルートバス [玉造温泉]からすぐ

コース	出発地	乗船/乗車時刻	到着地	備考
モデルコース1	松江	18:17発	境港	13:16着
	境港	14:00着/15:20発	松江	16:35着
モデルコース2	松江	17:04発	境港	10:00着
	境港	11:20着/15:20発	松江	16:00着



(10) ホーランエンヤについて

- ・祭りの正式名は「松江城山稲荷神社式年神幸祭」
- ・宮島の管絃祭、大阪天満の天神祭と並ぶ日本三大船神事のひとつで、12年ごとに開催される
- ・松江の人は「御城内お稲荷さんの出雲郷行き」といい、八束の人は「稲荷さん曳き」というが最も通称になっているのが「ホーランエンヤ」である。
- ・起源は、松江城主松平直政公が出雲に入国して10年目（1648年）は天候不順で不作が予想されたので、城山稲荷神社の御神霊を阿太加夜神社（東出雲町出雲郷）にお運びし、1週間にわたり豊作を祈ったのが始まりである。
- ・その後、1808年の御神幸の折神輿船が暴風雨のため座礁しかけたのを馬潟の漁師が助け、阿太加夜神社に無事送り届けた故事により權伝馬船が加わるようになった。
- ・民衆の幸福と豊作を祈願するこの船神事は、以来12年毎に船渡御による神幸祭として行なわれ、古くからその年は豊作であったといわれている。
- ・五地区から繰り出す權伝馬（かいてんま）と呼ばれるおどり船を先頭に、神楽船、神輿船、お供の船などの船行列が延々と1kmにわたる。
- ・金色の宝珠を中心に色とりどりの旗、のぼりをなびかせ、豪華な時代絵巻となって、宍道湖、大橋川、中海を彩り、古くから伝承されてきた歌舞伎の衣装で着飾った踊り子や、おはやしの子供たち、そして權漕ぎの若い衆など「ホーオオエンヤ、ホーランエーエ、ヨヤサノサ、エーララノランラ」と唄い踊る權伝馬船が見る人を魅了する。



(11) 如泥石（小林如泥）について

◇如泥石

- ・ 小林如泥が考案したといわれる来待石で造った臼型の波消石。嫁ヶ島の周囲等に現存する。

◇小林如泥（1753年～1813年）

- ・ 松江大橋に近い大工町（今の灘町）に生まれ、本名を安左右衛門といった。
- ・ 松江藩七代藩主松平治郷（不味）のおかかえ彫工師として指物、彫刻、建築などに名作を残している。
- ・ 酒好きで「酔って泥の如し」という意味で、如泥という名が治郷から与えられたといわれている。

【宍道湖岸（白潟公園付近）】



(12) 宍道湖に係る湖沼水質保全計画

1 水質保全に関する方針

平成元年以降、3期15年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備等の水質保全事業や、向上等各種汚濁源に対する規制の措置等を総合的かつ計画的に推進してきた。この間、汚濁負荷量は着実に減少しているものの、未だ環境基準の達成には至っていない。

このため、引き続き宍道湖の水質改善を図るため、県政推進の基本となる「島根県総合計画」、本県環境政策の基本方針である「島根県環境基本計画」等を基調に第4期の「宍道湖に係る湖沼水質保全計画」を定め、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の連携のもと、なお一層の浄化対策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 計画期間

平成16年度から平成20年度までの5年間

(2) 水質目標

区 分		現 状 (平成15年度)	平成20年度	
			施策を講じない 場合	施策を講じた 場合
科学的酸素 要求量	75%値(mg/l)	5.1	5.1	4.5
	(参考)年平均値(mg/l)	4.5	4.5	4.1
全窒素	年平均値(mg/l)	0.47	0.47	0.44
全磷	年平均値(mg/l)	0.047	0.048	0.043

2 水質の保全に関する事業

(1) 下水道の整備

(2) その他の生活廃水処理施設の整備

①農業集落排水施設の整備

②浄化槽等の整備

(3) 廃棄物処理施設の整備

(4) 湖沼の浄化対策

①湖内対策の推進

②浮遊ゴミ等の除去

3 水質保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

①排水規制

②新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

③指導等

④環境管理・監査の推進

- (2) 生活排水対策
 - ①水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の推進
 - ②下水道への接続の促進
 - ③浄化槽の適正な措置、維持管理の確保
- (3) 畜産に係る汚濁負荷対策
 - ①畜舎管理の適正化
 - ②家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進
- (4) 漁業に係る汚濁負荷対策
- (5) 非特定汚濁源負荷対策
 - ①農業地域対策
 - ②都市地域対策
 - ③自然地域対策
 - ④流入河川浄化対策
 - ⑤非特定汚濁源対策の検討・推進
- (6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

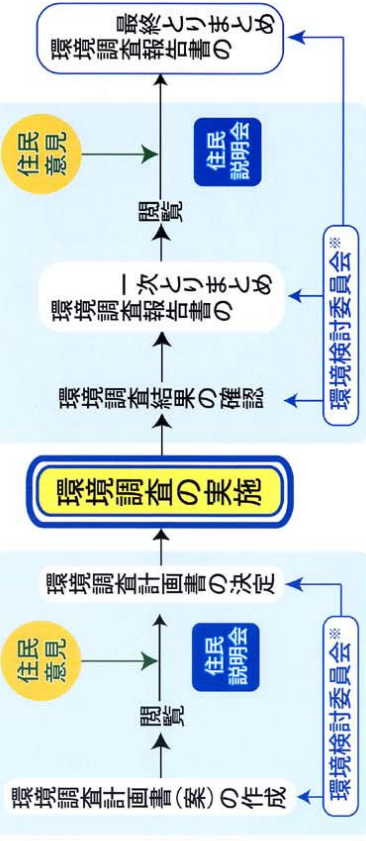
4 その他水質の保全のために必要な措置

- (1) 公共用水域の水質の監視・調査
 - ・五感による湖沼環境の定期調査（湖沼環境モニター）
- (2) 調査研究の推進
- (3) 総合的な流域管理の取組
- (4) 漁業を通じた水質保全の推進
- (5) ラムサール条約への登録と賢明な利用の促進
- (6) 住民の理解と協力及び参加による保全活動の促進
 - ①地域住民等による浄化対策
 - ②住民の理解と協力の確保
 - ③住民組織等の育成・支援等
 - ④宍道湖ヨシ再生プロジェクトの促進
 - ⑤親水型湖岸堤の整備
- (7) 環境学習の推進
- (8) 水質事故への対応
- (9) 関係地域計画との整合
- (10) 事業者等に対する助成

大橋川改修事業 環境調査計画

大橋川環境調査について

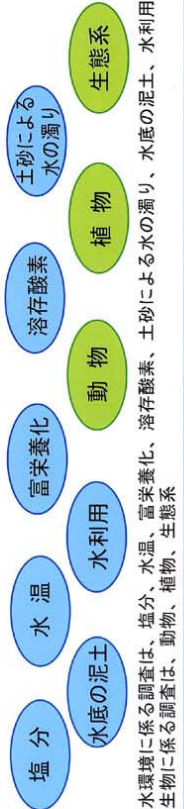
斐伊川水系大橋川改修事業が、宍道湖、大橋川、中海（本庄工区含む）、境水道の環境に与える影響を把握するため、環境調査を実施します。
環境調査計画書(案)の作成から調査の実施、環境調査報告書の作成までの手順は以下のとおりです。



※環境検討委員会：大橋川改修に関する環境検討委員会

大橋川環境調査の実施

大橋川改修事業では、水環境や生物に係る10個の環境要素※について調査・予測・評価を行います。



※水環境に係る調査は、塩分、水温、富栄養化、溶存酸素、土砂による水の濁り、水底の泥土、水利用生物に係る調査は、動物、植物、生態系

大橋川改修に関する環境検討委員会

大橋川改修が与える環境変化については、水環境や生物の科学的データと専門的知識に基づく客観的な評価を行うことが重要です。

そのため、環境に関する各分野の学識経験者などからなる「大橋川改修に関する環境検討委員会」を設置しています。

大橋川改修事業環境調査計画書は、「大橋川改修に関する環境検討委員会」において技術的助言や指導をいただき、作成しています。

大橋川改修に関する環境検討委員会

委員

相崎 守弘 (水質)	岡田 昭明 (地質学)
國井 秀伸 (植 物)	越川 敏樹 (魚 類)
佐藤 仁志 (鳥 類)	島谷 幸宏 (河川生態)
清家 泰 (水 質)	高安 克己 (環境地質)
竹中 稔 (鳥 類)	田中 宏明 (水 質)
鶴崎 展巨 (動物学)	中村 幹雄 (魚介類)
福岡 捷二 (河川工学)	細井 由彦 (水 質)
道上 正規 (河川工学)	

○ 道 上 正 規 (河川工学) ※敬称略五十音順、○は委員長、()内は専門分野

オブザーバー

鳥取県
鳥根県
国土交通省国土技術政策総合研究所
環境研究部河川環境研究室

技術的助言・指導

(調査項目・調査手法
予測とその結果の評価など)



国土交通省 出雲河川事務所

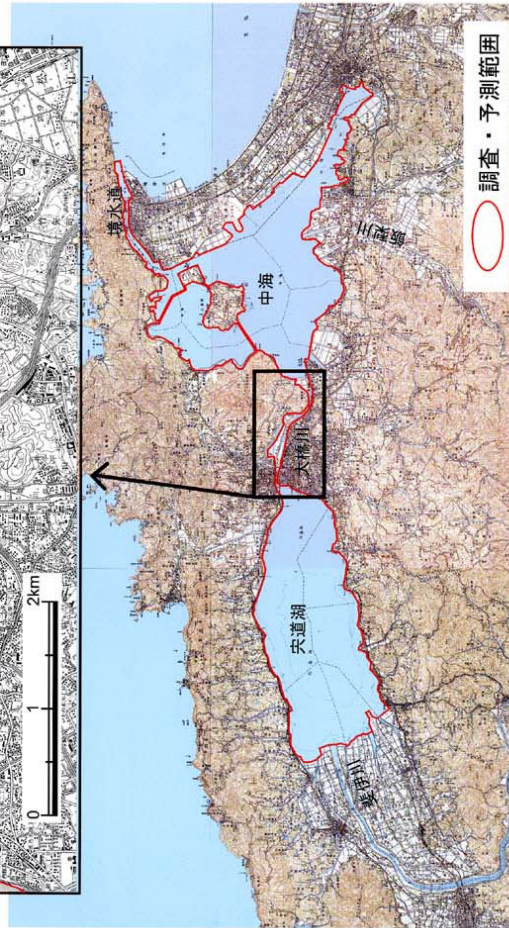
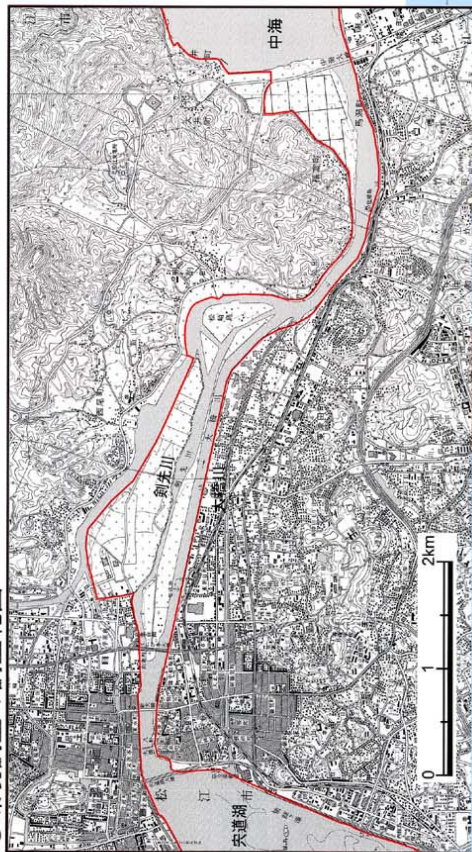
「大橋川改修に関する環境検討委員会」の開催状況については出雲河川事務所のホームページをご覧ください。

http://www.izumokasen-mlit.go.jp/o_kankyocom/001.html

環境調査の範囲

環境調査の範囲は、河床の掘削、河道の拡幅により影響を受ける可能性のある大橋川および大橋川周辺の湿性地和流動変化により影響を受ける可能性のある宍道湖・大橋川・中海(本庄工区含む)・境水道とします。

○環境調査の調査範囲



●流動変化などを予測するため、気象・水象調査は流域全体を調査範囲とします。

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図および5万分1地形図を複製し、測量法第29条に基づく複製承認『平17中環 第16号』『平17中環 第17号』を転載したものである。

4

水環境に係る調査内容

水環境に係る調査は、水質調査、水底の泥土調査、水利用調査および気象・水象調査を行います。

■水質調査 (塩分、水温、富栄養化、溶存酸素、土砂による水の濁り)

水質調査は、月1回の採水・分析調査(38地点)と自動監視装置による水質連続測定(7地点)を行います。また、流入河川では負荷量調査を行います。

○水質の調査項目

調査項目	環境要素
塩分	塩分、水温
水温	水温
富栄養化	化学的酸素要求量、窒素化合物、リン化合物 クロロフィルa、溶存酸素量、プランクトン
溶存酸素	溶存酸素量
土砂による水の濁り	浮遊物質、濁度、粒度組成

■水底の泥土調査 (水底の泥土)

○水底の泥土の調査方法

調査区分	調査地点	調査頻度
採泥・分析調査	宍道湖、大橋川、中海、境水道：20地点	年1回
メッシュ調査	中海・宍道湖湖内の1km四方に1地点	年20地点程度 (各地点1回)
堆積物粒度調査	大橋川、剣先川、朝酌川：500m間隔程度	1回
改修後掘削面の調査	大橋川：上流部、中流部、下流部 剣先川：縦断方向4地点程度	1回

堆積物粒度調査および改修後掘削面調査の調査地点は、生物に係る調査内容を踏まえて正確な位置を決定します。

■水利用調査 (水利用)

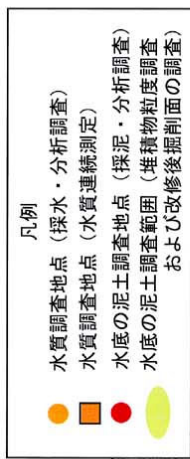
水利用や地下水の状況について、調査・予測範囲周辺を含め、文献・その他の資料による調査及び現地調査を実施します。

3

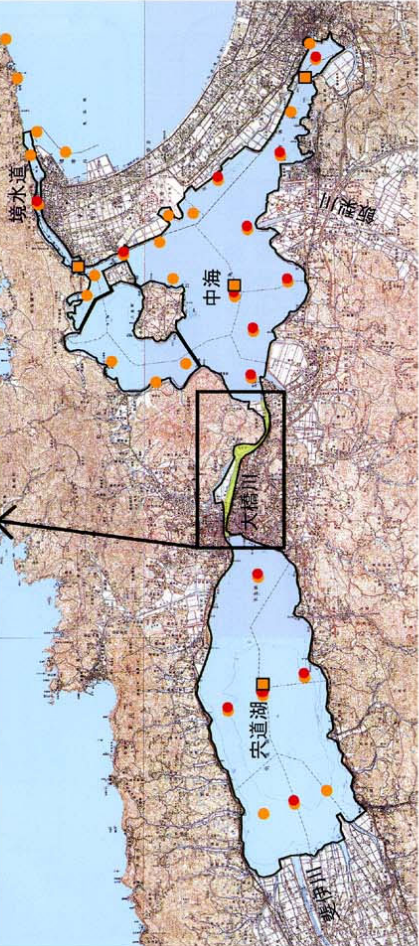
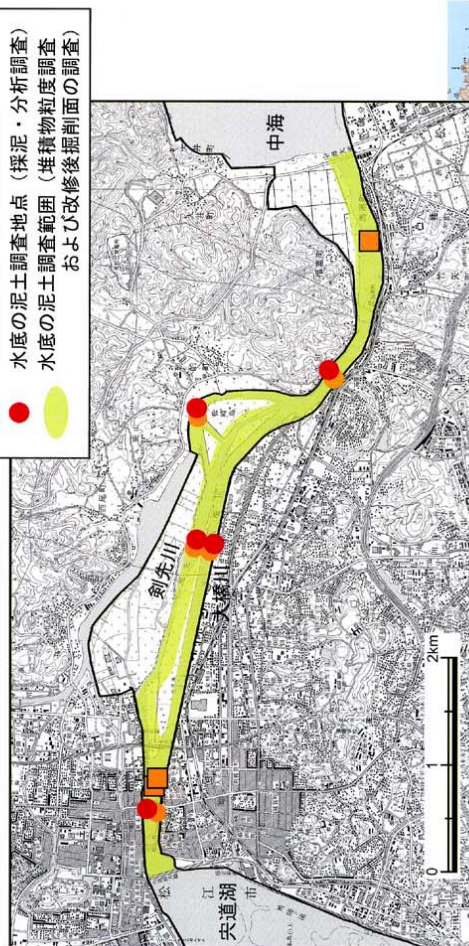
■気象・水象調査（気温・風速・湿度・雲量・日射量・降水量・流量・水位）

気象調査は、気温・風速・湿度・雲量・日射量・降水量について、宍道湖大橋川流域（21地点）、中海境界水道流域（7地点）と湖内（宍道湖1地点、中海2地点）において行います。

水象調査は、流量・水位について、宍道湖、大橋川、中海、境界水道の集水区域の水位流量観測所（8地点）と湖内の流動観測所（4地点）および水位観測所（14地点）において行います。



○水質および水底の泥土の調査地点位置図



※この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の2万5千分1地形図および5万5千分1地形図を複製し、測量法第29条に基づく複製承認『平17中複 第16号』『平17中複 第17号』を転載したものである。

生物に係る調査内容

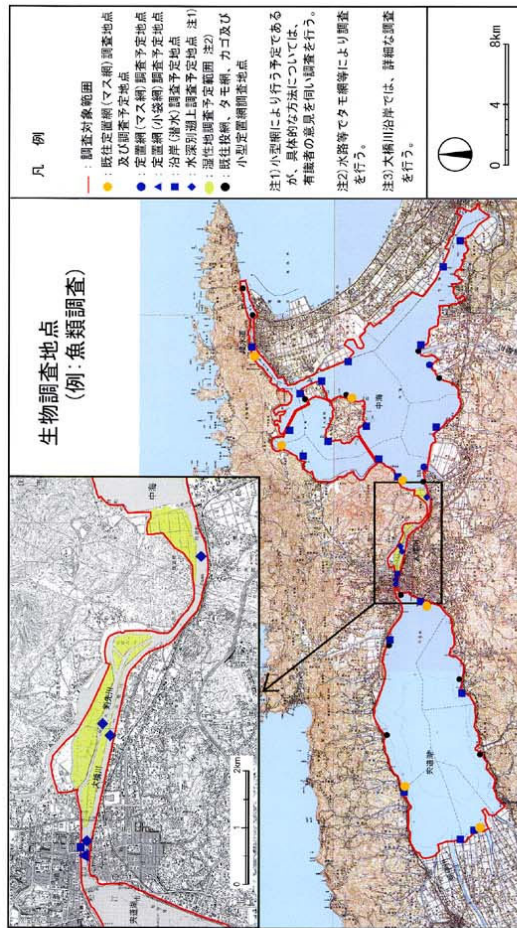
生物に係る調査は、動物、植物、生態系について行います。

■動物・植物

動物・植物の調査は、宍道湖、大橋川、中海（本庄工区含む）、境界水道において、P.3に示す調査予測範囲を対象として、動物、植物の生息・生育の地点と量を把握するための調査を行います。

○動物・植物の現地調査

環境要素	調査項目と内容	調査時期
動物	哺乳類、爬虫類、両生類、鳥類、魚類、底生動物、陸上昆虫類・陸産貝類：生息地点と生息量を調査	四季を基本
植物	陸上植物、水生植物（抽水植物、沈水植物、藻類）：生育地点と生育量を調査	四季を基本



※この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の2万5千分1地形図および5万5千分1地形図を複製し、測量法第29条に基づく複製承認『平17中複 第16号』『平17中複 第17号』を転載したものである。

調査結果に基づき、環境省、鳥根県、鳥取県などのレッドデータブック等により指定されている重要な種および群落への影響を調査していきます。なお、これまでの整理によって、宍道湖から境界水道までの地域では、次のような重要な種および群落が確認されています。

○重要な種及び群落の一覧

【哺乳類】		【鳥類】(続き)		【産生動物】		【陸上植物】	
1	スズメ	1	コノハシクサ	1	トウモロコシ	1	シバ
2	ハシロ	2	コノハシクサ	2	トウモロコシ	2	シバ
3	ハシロ	3	コノハシクサ	3	トウモロコシ	3	シバ
4	ハシロ	4	コノハシクサ	4	トウモロコシ	4	シバ
5	ハシロ	5	コノハシクサ	5	トウモロコシ	5	シバ
6	ハシロ	6	コノハシクサ	6	トウモロコシ	6	シバ
7	ハシロ	7	コノハシクサ	7	トウモロコシ	7	シバ
8	ハシロ	8	コノハシクサ	8	トウモロコシ	8	シバ
9	ハシロ	9	コノハシクサ	9	トウモロコシ	9	シバ
10	ハシロ	10	コノハシクサ	10	トウモロコシ	10	シバ
11	ハシロ	11	コノハシクサ	11	トウモロコシ	11	シバ
12	ハシロ	12	コノハシクサ	12	トウモロコシ	12	シバ
13	ハシロ	13	コノハシクサ	13	トウモロコシ	13	シバ
14	ハシロ	14	コノハシクサ	14	トウモロコシ	14	シバ
15	ハシロ	15	コノハシクサ	15	トウモロコシ	15	シバ
16	ハシロ	16	コノハシクサ	16	トウモロコシ	16	シバ
17	ハシロ	17	コノハシクサ	17	トウモロコシ	17	シバ
18	ハシロ	18	コノハシクサ	18	トウモロコシ	18	シバ
19	ハシロ	19	コノハシクサ	19	トウモロコシ	19	シバ
20	ハシロ	20	コノハシクサ	20	トウモロコシ	20	シバ
21	ハシロ	21	コノハシクサ	21	トウモロコシ	21	シバ
22	ハシロ	22	コノハシクサ	22	トウモロコシ	22	シバ
23	ハシロ	23	コノハシクサ	23	トウモロコシ	23	シバ
24	ハシロ	24	コノハシクサ	24	トウモロコシ	24	シバ
25	ハシロ	25	コノハシクサ	25	トウモロコシ	25	シバ
26	ハシロ	26	コノハシクサ	26	トウモロコシ	26	シバ
27	ハシロ	27	コノハシクサ	27	トウモロコシ	27	シバ
28	ハシロ	28	コノハシクサ	28	トウモロコシ	28	シバ
29	ハシロ	29	コノハシクサ	29	トウモロコシ	29	シバ
30	ハシロ	30	コノハシクサ	30	トウモロコシ	30	シバ
31	ハシロ	31	コノハシクサ	31	トウモロコシ	31	シバ
32	ハシロ	32	コノハシクサ	32	トウモロコシ	32	シバ
33	ハシロ	33	コノハシクサ	33	トウモロコシ	33	シバ
34	ハシロ	34	コノハシクサ	34	トウモロコシ	34	シバ
35	ハシロ	35	コノハシクサ	35	トウモロコシ	35	シバ
36	ハシロ	36	コノハシクサ	36	トウモロコシ	36	シバ
37	ハシロ	37	コノハシクサ	37	トウモロコシ	37	シバ
38	ハシロ	38	コノハシクサ	38	トウモロコシ	38	シバ
39	ハシロ	39	コノハシクサ	39	トウモロコシ	39	シバ
40	ハシロ	40	コノハシクサ	40	トウモロコシ	40	シバ
41	ハシロ	41	コノハシクサ	41	トウモロコシ	41	シバ

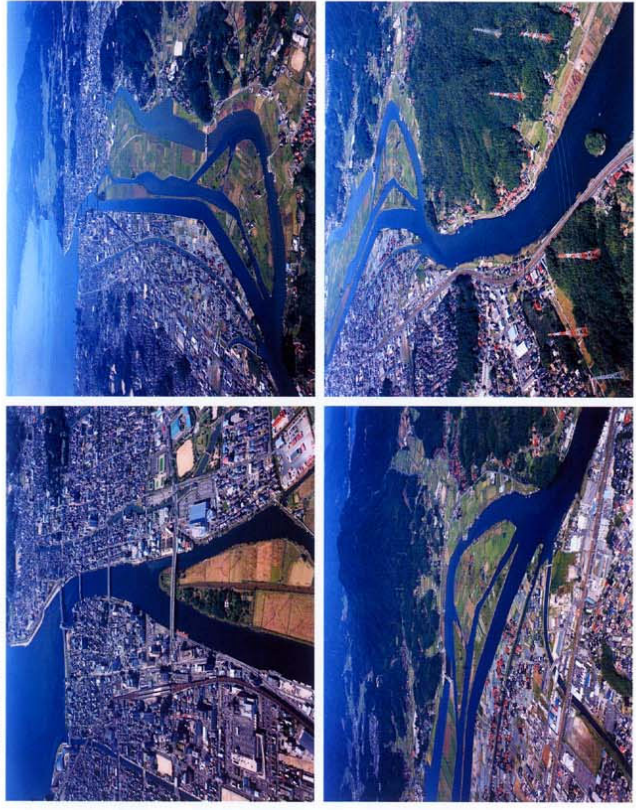
■生態系

生態系は、地域を特徴づける生態系を保全するという観点で、上位性、典型性、移動性についてとりまとめ、現在、典型性としてヤマトシジミ等を注目種としています。生態系の調査は、上位性、典型性、移動性に着目した調査を実施します。

○生態系の現地調査

環境要素	調査項目と内容	調査時期
生態系	上位性、典型性、移動性、食性や移動状況の調査	四季を基本

○大橋川周辺の状況



※左上：大橋川上流部 右上：大橋川上流～中流部 左下：大橋川中流部 右下：大橋川下流部

●閲覧場所

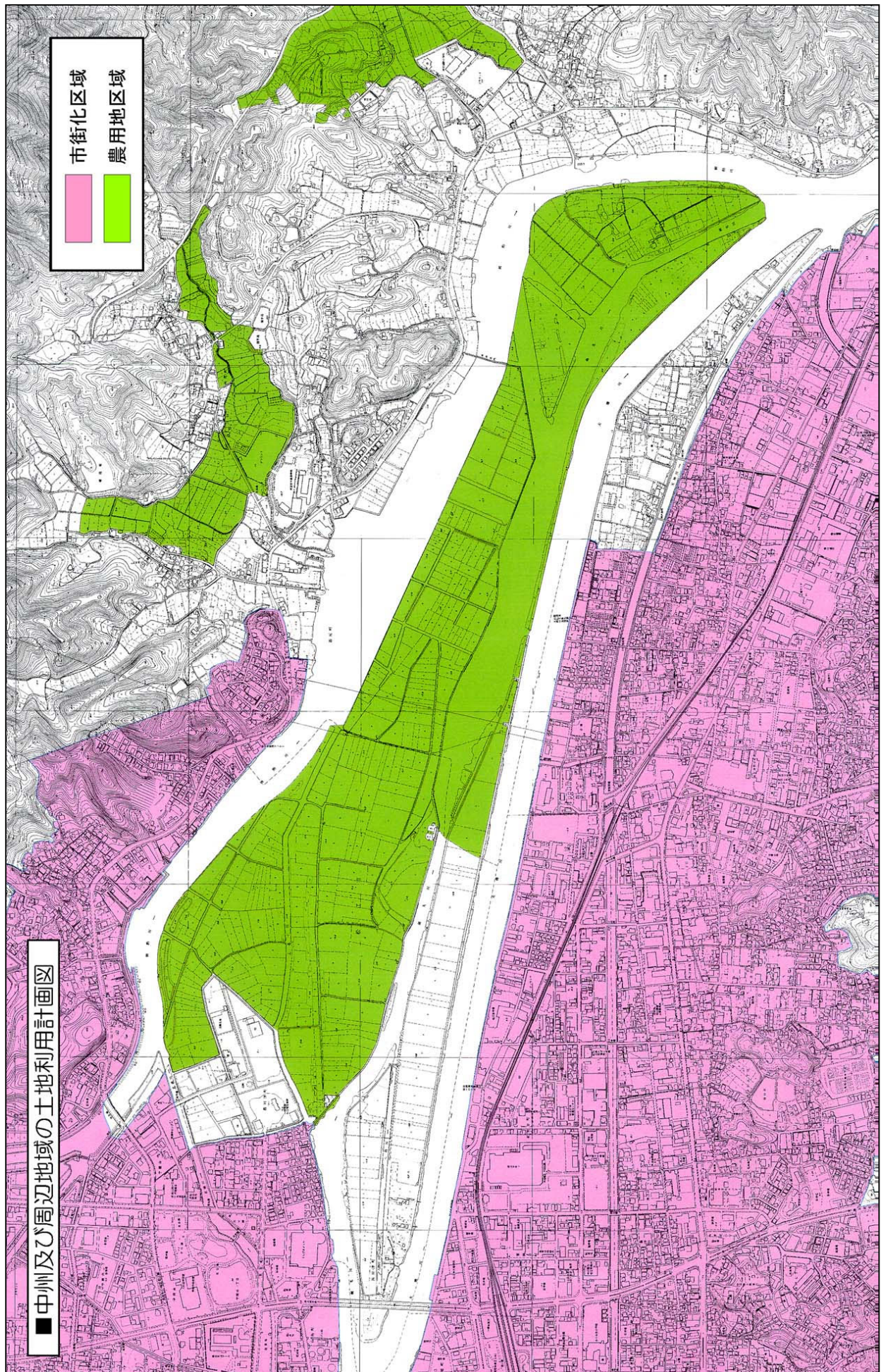
- 国土交通省出雲河川事務所
- 大橋川コミュニティセンター
- 鳥取県庁 河川課/環境立県推進課
- 鳥取県西部総合事務所
- 県民局 県民課
- 生活環境局 環境・循環推進課
- 島根県庁 斐伊川神戸川対策課
- 米子市役所 環境政策課
- 境港市役所 環境防災課
- 松江市役所 大橋川治水事業推進課 (赤湯・玉湯、美保関、八束支所でも閲覧可能)
- 出雲市役所 建設企画課 (平田支所でも閲覧可能)
- 安来市役所 都市開発課
- 斐川町役場 国県事業推進課
- 東出雲町役場 産業建設課

■問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 水環境課
〒693-0023 出雲市塩治有原町5丁目1番地 TEL(0853)21-1850

○大橋川改修の具体的な内容についての公表資料は、「大橋川コミュニティセンター」で閲覧できます。「大橋川コミュニティセンター」のホームページでもご覧いただけます。
<http://www.mable.ne.jp/~comisen>

(14) 中州及び周辺地域の土地利用計画図



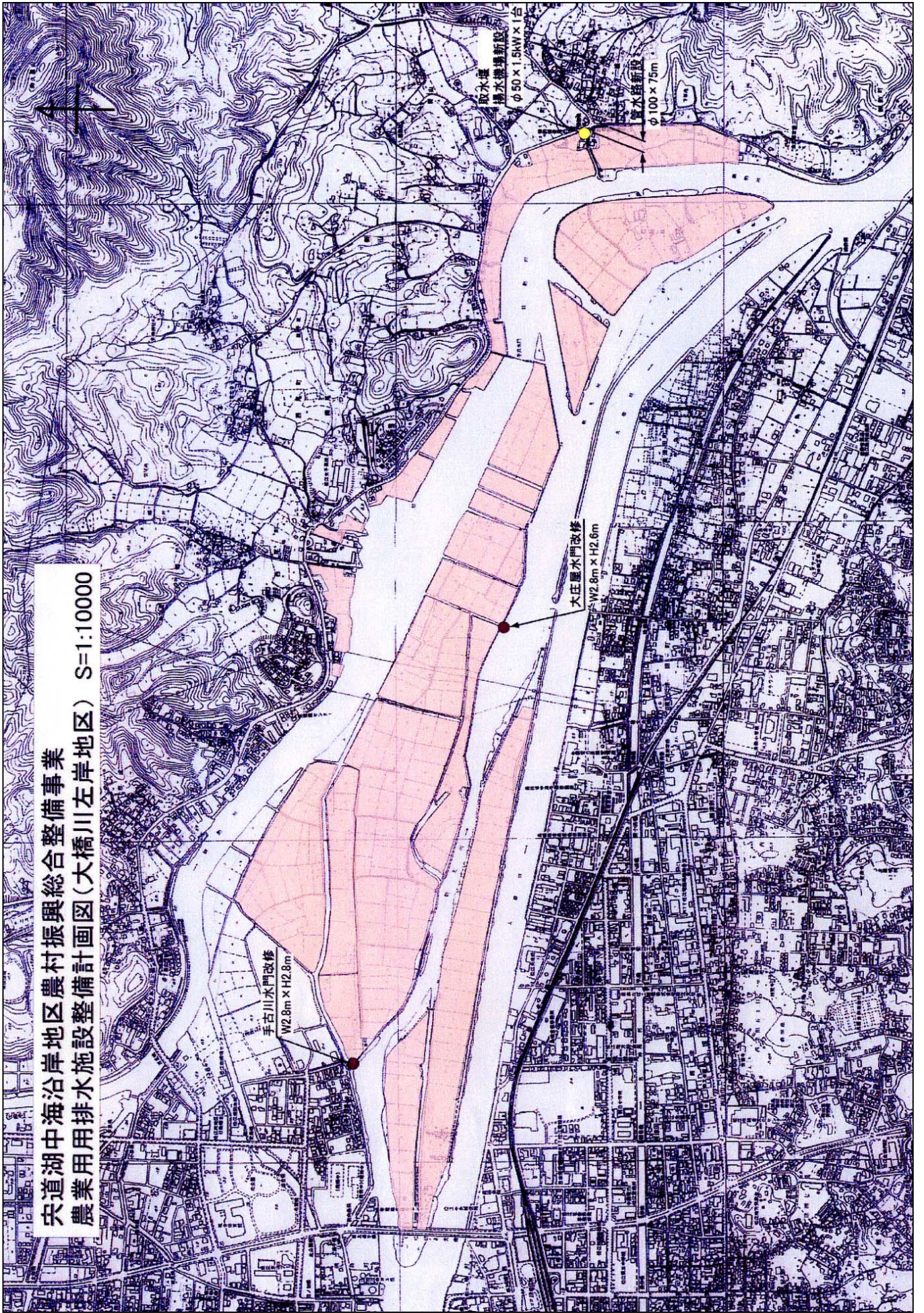
(15) 中州及び周辺地域の代替水源に関する計画

農村振興総合整備事業計画概要表（農業用排水施設整備）

地区名：宍道湖中海沿岸地区（大橋川左岸地区）

現況	整備目標		大橋川左岸の大井手川から取水している地区は簡易な水中ポンプにより取水しているが、渇水時には合流先である朝酌川からの塩分遡上などで、取水できない状況にある。		大橋川左岸の大井手川に取水堰を設置して、取水位を確保するとともに、朝酌川（大橋川）からの塩分遡上を防止し、大井手川右岸側に設置する揚水機場から管水路を利用して受益地既設用水路まで用水をポンプ圧送する。剣先川（大橋川）からの塩分遡上の防止および地区内の排水改良のため、手古川水門および大庄屋水門を改修する。		現況		用水の状況等	受益区分	計画用水量 (m ³ /S)	事業費 (単位当たり単価)	主要施設		備考
	項目	計画路線	接続	下流	区分	水門	水門	事業量					規模・構造		
2	大橋川左岸 (松江市)	区分	水門	大井手川	—	水田	大部分の農地で、手具水門を利用し朝酌川の貯留水をポンプアップして利用している。朝酌川の左岸側では大井手川の水を取水して農業用水に利用している。	水田	106.0ha	0.0045	300,000千円	ポンプ	Φ50×2.2kw×1台		
			B2.8m×H2.8m			畑			7.1ha			取水堰	H0.9m×B2.9m		
			水門			計			113.1ha			1箇所	ゴム引き布製起伏堰		
			B2.8m×H2.6m			戸数			184戸			管水路	Φ100		
												水門	B2.8m×H2.8m		
												2箇所	B2.8m×H2.6m		

安道湖中海沿岸地区農村振興総合整備事業
農業用排水施設整備計画図(大橋川左岸地区) S=1:10000



(16) 大橋川中流部左岸のまちづくり構想検討の経緯

「剣先川左岸地域」或いは「中州地域」における開発整備計画について、既往の計画でどのように記載されているのかを以下にまとめるものとする。網掛け部分は当該地域を特定した計画の内容を記載したもの。

平成7年

松江市都心部エリア都市基盤整備構想検討（平成7年3月）

■ 大橋川沿岸地域整備の基本方針

○ 剣先川左岸地域の市新街地整備

剣先川左岸地域において大橋川及び朝酌川の水辺のアメニティを活かした副都心機能を有する新都市拠点を形成し、大橋川側に21世紀の松江にふさわしい業務・商業・観光の都市機能の育成を図る。

○ 水辺住宅の整備

水都松江の新たな居住空間として、水辺景観を享受できる都市型の水辺住宅を剣先川左岸や大橋川中流部等において整備を図る。

■ 剣先川左岸地域の位置づけ

剣先川左岸地域は、松江市における20万都市形成に際して、その発展を牽引する都心機能の一層の強化に資するとともに、治水との整合のもとにウォーターフロントを活かした水と緑にあふれる都市空間を形成しつつ20万都市として必要になる諸機能を合わせ持つ副都心としての役割を果たすべき地域と位置づける。

■ 剣先川左岸地域の開発整備の目標

○ 副都心の形成

- ・ 松江の都心機能の強化をささえる「副都心」となる新しい都市拠点形成
- ・ 20万都市形成のための「職」「住」「遊」機能の導入
- ・ 松江都心構造の再構築を先導

○ 松江の新たな「顔」となる水辺都市づくり

- ・ 水と緑を取り込んだ都市づくり
- ・ アメニティ溢れる高水準の都市空間づくり
- ・ レクリエーション空間づくり

○ 斐伊川治水の三点セットの一つである大橋川の河川整備の実現への寄与

- ・ 大橋川の河川改修との整合及び連携を保ち、その実現に貢献する開発整備の展開

平成8年

松江市都市マスタープラン（平成8年3月）

都市計画法第18条の2に基づき、都市の土地利用計画を市町村が主体となって策定するもの

21世紀の松江市の新しい将来像の具体化に向けた土地利用の基本方針を定める。

※都市マスタープランの中に剣先川左岸地域（中州）を特定した計画内容の記載は見あたらないが、橋北東地区の地区別計画の中で次のようなまちづくりの方向が示されている。

- 自然生態系を回復するビオトープの社会実験
- 大橋川改修に合わせた土地利用の検討（例：セミリゾートオフィスほか）

平成10年

松江市街地整備計画策定事業（平成10年3月）

大橋川呑み口部における河川改修、橋梁の架け替え等と一体となった市街地整備を展開する際、必然的に発生する地区外移転家屋に対する代替地住宅整備のあり方について検討したものである。

具体的には、代替住宅地としての適地選定し、ここでのアメニティプランの検討、事業上の課題等の検討をおこなったものである。

■ 都心部以外での代替住宅地の候補地の検討

代替住宅地適地としては、その適応性及び実現性への熟度からみて中州地区が適切と考えられる

■ 中州地区のアメニティプランの整備目標

- 都心部に隣接しながらも広大な非都市的な土地利用が広がる中州地区においては、都心部の再構築を支援する次のような役割を發揮していくものと考えられる。
 - ・産業機能、アミューズメント機能等の誘導育成
 - ・公共事業推進のための代替地需要の受け皿 ほか
- 水の都松江のイメージをより形作ることのできるプロジェクトとし、アメニティ豊かな水の都松江の新たな顔づくりを進める
- 大橋川改修との整合化及び連携を保ち、その実現に貢献するまちづくりを展開する。
- 松江都市圏における自立的発展に寄与する各種産業機能の誘導を図っていくことも考えられる
- 地方都市の新たな住まい方のモデルを創造し、定住性の向上に貢献する

景観重要公共施設の整備等

■ 景観重要公共施設

景観計画区域内の景観上重要な公共施設を、公共施設の管理行政団体か、景観重要公共施設として景観計画に位置付けることにより、管理者の同意を得て、景観重要公共施設として景観計画に位置付けることにより、各管理者は景観計画に基づいて公共施設の整備を行うこととなります

対象となる公共施設： 道路、河川、都市公園、海浜、港域、漁港、自然公園法による公園事業に係る施設等

■ 電線共同溝

景観計画に位置付けられた景観重要道路を、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することが可能となります

中流な交通の確保に該当しない場合においても、景観上の必要性が高い地区・歴史街並み等を形成する地区等の非景観道路を「電線共同溝整備道路」に指定し、その整備が促進されます
 （「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」の特例）



規制緩和による支援（建築基準法の特例）

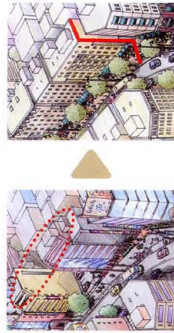
■ 景観地区における斜線制限の適用除外

壁面の位置、高さの最高限度等を定めることにより、斜線制限の適用が除外され、統一されたスカイラインが形成されます（右図参照）

■ 景観重要建造物に関する規制緩和

現状の外観を保存するため、条例を定めることにより、建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能になります

建築基準法の制限緩和対象項目	緩和の範囲
第21条 大規模建築物の防火措置	低層住居専用地域内の高さの制限
第22条 屋敷不燃交差の屋敷	斜線制限
第23条 外壁等の防火措置	第56条
第24条 大規模木造建築物等の外壁等	第56条の2
第25条 防火用遮り及び煙気	第58条
第26条 防火用遮り及び煙気	第10条～64条
第28条 防火用遮り及び煙気	第67条の2
第43・44条 防火用遮り及び煙気	建築基準法
第47条 防火用遮り及び煙気	景観地区内の建築制限
第52・53条 防火用遮り及び煙気	景観地区内の建築制限
第54条 防火用遮り及び煙気	景観地区内の建築制限



予算による支援

■ 景観形成事業推進費（平成16年度創設 200億円）

良好な景観を創出する事業及び調査について、年度途中の追加的需要に対応することにより景観形成を推進します



- 【適用対象事業】
- 景観計画に定められた事業
 - 景観計画区域又は景観地区において行われる良好な景観形成のための事業
 - 風致地区又は屋外広告物条例が定められている地区において行われる良好な景観形成のための事業
- 【具体的な整備イメージ】
- 歴史的風土を保全する火山事業や緑地の整備・買取等
 - 伝統的街並みの整備
 - 風情ある橋や河川環境の整備
 - 周辺と調和し、利用しやすい広場や休憩施設の整備

イメージ

- まちづくり交付金（平成16年度創設 1,330億円）や関連補助事業が活用できます
- 民間事業者が都市再生認定事業を行う場合に（財）民間都市開発推進機構の出資等対象施設を拡大します
- 都市開発資金の拡充
景観計画区域内の土地区画整理事業を無利子貸付対象に追加します

税制による支援 ※関係省庁と調整中

■ 景観重要建造物等の相続税の適正評価

景観重要建造物及びその敷地について、相続税の評価額を適正な水準に評価します



- 所得税、法人税の特例
地方公共団体の定める景観計画に位置付けられた景観重要公共施設に関する事業のために有効に利用できる土地等を、地方公共団体または景観整備機構へ譲渡した場合、当該譲渡所得について1,500万円の特別控除が適用されます

関係省庁との連携

■ 景観農業振興地域整備計画（景観農振計画）

景観計画区域内にある農業振興地域について策定することができます【農林産省との連携】

- 景観地味と農業振興（生産力拡大）の両利を図るために景観農振計画を策定することができます
- 例えば、景観農振計画に基づいた利用がなされていない耕作放棄地等について、景観整備機構が土地所有者に代わって耕作することができます

■ 自然公園法の特例

景観計画に位置付けられた自然公園内における建築物の新築等について、さめ細やかなルールづくりが可能となります【環境省との連携】

- 景観計画に位置付けられた国立公園や指定公園内の建築物の建築等に列して、より多くの地やかな基準とし、景観上支障が認められないことができます

■ 重要文化的景観

都道府県または市町村の申出に基づき、景観計画区域や景観地区の中から文化庁長官が重要文化的景観を選定し、支援します【文化庁との連携】

(18) 松江市の景観計画の策定について

松江市は景観計画・景観条例を平成19年3月に策定し、平成19年度の早い時期に施行を目指しています。

景観計画は、ある一定の区域を景観計画区域として位置づけ、建物等の形態意匠、規模や位置など景観形成のためのルールを定めたり、その景観計画区域内の景観上重要な道路や河川などの公共施設については、景観計画に基づいて整備を行わなければならないなど、地域全体として一体的な景観形成を図ることが可能な決まりごとを定めるものです。景観計画は届出勧告制（形態・意匠については変更命令が可能）であり、比較的緩やかな規制が可能となります。また、罰則規定を持つ都市計画法の景観地区の指定を行うことにより、形態意匠はもちろん、建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限など、より積極的な景観誘導を行うことが可能となります。

大橋川周辺区域を景観計画区域や景観重要公共施設として指定することは今後検討されることとなりますが、周辺住民の一定の合意や、道路や河川の管理者との協議が必要となります。また、景観地区への指定は都市計画決定の手続を踏まなければならない、地権者のほぼ全員の合意が必要となります。

松江市景観計画策定の工程

平成17年8月～平成19年3月

業務内容	平成17年							平成18年							平成19年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務期間																				
1. 基礎調査	1-1. 都市概要調査	↔																		
	1-2. 既存資料調査	↔																		
	1-3. 上位関連計画調査	↔																		
2. 景観調査	2-1. 景観資源の条件設定、類型化の方針策定		↔																	
	2-2. 景観資源調査		↔																	
	2-3. 景観資源の類型化		↔	↔																
	2-4. 課題の整理		↔	↔																
	2-5. 行為の制限について基本方針策定				↔															
	2-6. 景観に関する意識調査、パブリックコメント																			
3. 景観計画策定	3-1. 「景観計画の目的と構成」の策定																			
	3-2. 「景観形成基本方針」の策定																			
	3-3. 松江市全域景観計画策定																			
	3-4. 宍道湖景観形成地域に関する景観計画策定																			
	3-5. 伝統美観保存地区に関する景観計画策定																			
4. 屋外広告物調査	4-1. 景観計画に定める各項目の基本方針策定																			
	4-2. 屋外広告物調査に係る方針策定																			
	4-3. 屋外広告物調査																			
	4-4. 地域別屋外広告物掲出状況のまとめ																			
	4-5. 課題の整理																			
	4-6. 屋外広告物の設置基準																			
	4-7. 屋外広告物条例に基づく許可基準策定																			
5. 景観審議会																				
6. 地元説明会																				
7. 景観条例関係																				
8. 屋外広告物条例関係																				

(19) ラフカディオハーンの見た風景について（著書より抜粋）

『知られぬ日本の面影』より 吉田 薫 訳

このようにして、この町の活気づいた早朝の物音によって目を覚まされる。私は小さな障子窓をすべらせて開き、川によって仕切られた下の庭から立ち上がった、柔らかい緑の雲のような若葉ごしに朝を見まわす。前には遠くの側のあらゆるものが震えて映っている。大きな宍道湖に開く大橋川の広く鏡のような川口がちらちらと光る。宍道湖は右手に茫洋と広がり、くすんだ灰色の峰々が縁取る。川を隔てたちょうど私の向かい側では、青みがかった屋根の日本の家々が雨戸を閉め切っている。明るいけれどもまだ日の出ではないので、家々は箱のように閉じられているのだ。

けれどもおお、なんという魅惑的な光景だろう。眠るように柔らかいかすみに包まれた朝の、初めはまぼろしのようなであった魅力的な色は、目に見える蒸気に分解された！ うすく淡く彩られたもやの長い腕が遠くの湖縁をぼんやりとさせる。古い日本の画帳で見ることができそうな長い漠とした帯。実際の現象を見なければ、芸術的な奇想だと思うに違いない。山々のふもとはすべて、それらによってベールをかけられている。そして、はかり知れない長い薄織のように、凹凸のある高々とした峰々を横切って伸びる。（この特異な様子は日本語で「棚びく」という）。そのため、湖は実際と比較にならないほど大きく見える。それは現実の湖ではなく、夜明け空と同じ淡い彩りで交じり合った美しく幽玄な海である。一方、峰々の稜線は、もやから島のように浮かび上がり、そして長々とした土手道のような連丘が幻想的な姿で伸びつつ視界から消える。美妙なる混沌。優美な濃いもやが、ゆっくりと、非常にゆっくりと明けていく。太陽の黄色の縁が視界に入ってくる。暖かさに満ちた幽玄なすみれ色と乳白色の細長い光線が流れを横切って差し込む。梢がほのかに燃える。そして向こう岸の高い建物の無塗装の前面は、心地よい薄もやを通して木の色からもやがかった金色に変わる。

太陽の方向に、長い大橋川を見上げれば、多くの橋柱に支えられた木造の大橋の向こうで、一隻の船尾の高い平底帆船がちょうど帆を揚げるところである。かつてこれほど幻想的で美しい船を見たことがあっただろうか。それはもやによって理想化された東洋の海の夢である。帆船のまぼろし。今まぼろしは、雲のように光をとらえ、青白い光のもとで浮遊する半透明の金色のかすみの姿だ。

『神々の国の首都』より 森亮 訳

光は夢の中にさす光のように穏やかで、あのどぎついほどの色彩はない。この東洋の自然には強烈な色などというものはない。海を見ても空を見ても、色彩というよりは色合いと言うべきものばかりで、しかも霞のような淡い色合いである。……私の前には広々として美しい湖が、柔らかい光でにぶく輝いて眠っている。……日は沈み始め、色彩の微妙ですばらしい変化が水と空とに現れる。……くすんだ濃い紫の靄が幅広くたなびき、もうろうとかすむ紫が更に中天に向かうあたりは薄く淡い朱やかすかな金色になり、それがまたほのかにも淡い緑色を経て、大空の青さに溶け込む。

(20) 出雲国風土記（矢田の渡し周辺）について

- ・今日、松江の市街地を東西から挟み込んでいる宍道湖と中海は、風土記時代は、一括して「入り海」と呼ばれており、この「入り海」の真ん中狭くなっている部分が「朝酌促戸^{あさくみのせと}」である。
- ・「朝酌促戸」には渡し船が置かれ、そこに連絡する形で隠岐国へと通ずる道が、出雲の政治の中心地である出雲国庁から島根半島千酌浜（隠岐渡し）まで延びていた。
- ・そのような道や「入り海」そのものを利用して、四方から人々が集まり市も形成された。さらに、「入り海」の東西から、多くの魚が流れ込む格好の漁場でもあった。
- ・朝酌の人々は、筥と呼ばれる漁具でこれらの水産物を捕獲していたという。
- ・ちなみに、風土記時代の渡し船とは位置も性格も異なるが、今も朝酌には「矢田の渡し」があり、かつて漁がなされていたであろう場所には、神々がエビス神の釣りを見学したという伝承を持つ魚見塚古墳が存在する。

あさくみのせとのわたり かよひぢ はら まなか わたり うへ わた
朝 酌 促 戸 渡。東に通道あり、西には平原あり、中央は渡なり。則ち筥を東西に互す。

いでい くさぐさ と き うへ ほとり きあつま おどろきは
春秋に入出る大き小さき雑の魚、臨時として筥の辺に来湊りて、駮 駿ねて、風のごとく

お つ うへ やぶ ひを な と
押し、水のごとく衝き、或るは筥を破壊り、或るは日魚と製りて鳥に捕らる。大き小さき 雑

さわ にぎは いちびとよ も つど おのづから いちくら
の魚にて、浜譟がしく、家闐ひ、市人四方より集ひ、自然に麿を成せり。

あさくみのわたり ばかり くにのまつりごとのや うみべに
朝 酌 渡。広さ八十歩許あり。 国 庁 より海辺に通ふ道なり。

（訓読は、加藤義成著「修訂 出雲国風土記参究」による）

(21) 灯籠流しについて

- ・ 初代立正佼成会松江教会長が東京隅田川の灯籠流しの経験を生かし、昭和40年から実施された。
- ・ 灯籠流しは各家の諸精霊を供養し先祖の成仏を願うため、地域の発展の風物詩として、また国際文化観光都市としての取組みを目的としている。
- ・ 昭和41年からは松江仏教会でも実施されるようになる。
- ・ 立正佼成会は松江市役所前付近から、松江仏教会は大橋南詰付近から流している。



畳堤とは…

兵庫県西部を流れる日本有数の暴れ川として有名な揖保川の緊急時の防災対策として、40年以上も前に考えられた特殊な堤防です。普通の土石・コンクリートなどでできた堤防とは違い、一見、橋の欄干のように見えるフレームが並び、川の景観を損ねません。住民の意見が反映された環境への配慮と、住民の防災自治の意識の高さが実を結んだ堤防といえます。

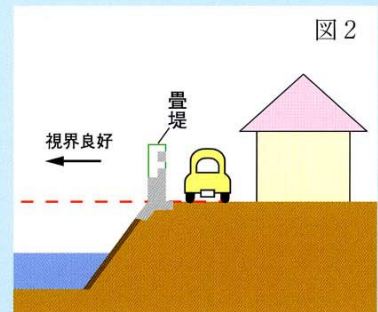
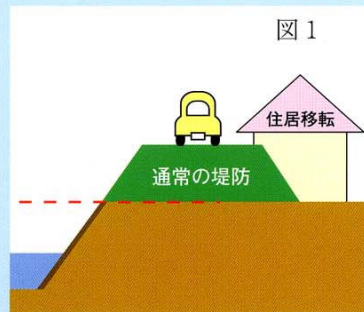
▶橋の欄干のように見える畳堤柱の溝に畳をはめ込めば、畳の「壁」に変身（龍野市）



◀空から見た揖保川（龍野市）

なぜ普通の堤防と違うのか？

底幅が広い台形型に土を盛ったのが一般的な堤防の形です（図1）。畳堤が造られた地域は川から住宅までの距離が大変短く、土手が造れないのでコンクリート壁を堤防の上に造りました。このような堤防を特殊堤といいます。特殊堤の場合通常は、コンクリート壁になるところを揖保川では、畳を差し込む枠だけの欄干のような堤防です。地域の自治意識は高く、万一の際は住民の手で畳を持ち寄り、堤として機能させます（図2）。



※赤色の破線は洪水の危険ラインであるハイウォーターレベルを示しています

もし畳堤がコンクリートを立ち上げただけの堤防だったら…？



揖保川の美しい景観は損なわれ、暗く圧迫感を感じる堤防になっていたことがシミュレーション写真を見るとよく分かります



畳堤になつたいきさつ

昭和22年(1947)、龍野市龍野町長末広氏より特殊堤(パラベット)設置の提案が出されました。当時、姫路工事事務所長だった玉井正彰氏、工事主任の藤原玉造氏らが長良川の畳堤を見学するなどして、特殊堤にすることになりました。当初は壁のような特殊堤でしたが「ふだんは揖保川が眺められるように枠だけにしてほしい。防災はみんなで行くもの、洪水の時は自分たちも畳を入れて協力する」という周辺住民らのたつての要望により、現在の畳堤となりました。

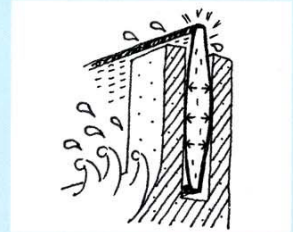
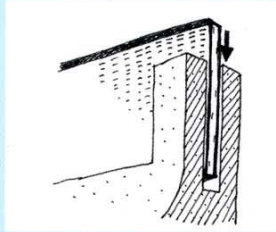


うもの、洪水の時は自分たちも畳を入れて協力する」という周辺住民らのたつての要望により、現在の畳堤となりました。

こんなにある畳堤の特徴

- ・地域住民と一体となった防災活動が基本
- ・畳はどこにもあるため、すぐ用意できる※)
- ・畳は水分を含むと膨張し、強度を増す
- ・土のうを積むより手軽
- ・平常時は景観が楽しめる

※) 建設当時、畳は本間サイズだが、現在の畳は小さい団地サイズが主流なため畳の手配が困難になっている。龍野市水防倉庫には、本間サイズを保管している。

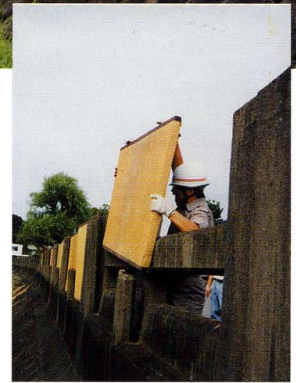


畳堤の現在

水害時には自分たちで畳を入れるという労力をかけてでも「安心と安全は自分たちで作るもの」「ふるさとの川を見て暮らしたい」そんな思いで作られたのが畳堤です。幸いにもこれまで利用されたことはありませんでしたが、畳堤ができて約50年が経った平成13年6月24日、万一の水害に備えるために、設置以来初の実地訓練が行われました。先人の知恵の満ちた畳堤はさまざまなテレビニュースや新聞紙上で話題を集めました。



設置から50年。初の畳堤を使った水防訓練を行った消防隊員たち



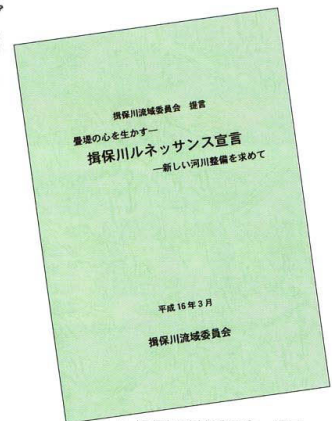
写真提供: 龍野市消防本部 消防課長 瀬川 剛氏

新聞等で紹介された畳堤



▲毎日新聞(平成13年6月24日)

▼読売新聞(平成13年6月24日)



▲揖保川流域委員会 提言 (平成16年3月)

(23) 国際文化観光都市について

◇松江国際文化観光都市建設法制定の経緯

- ・松江市が明媚な風光と、多くの文化財を保有しラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて、世界的に著名であることにより、同市を国際文化観光都市として建設することは、国際文化の向上、世界恒久平和の理想の達成、わが国経済の発展につながるとし、この目的を達成するためには法的措置を講ずる必要があると考え、市長は昭和25年11月14日臨時国会に法律案を提出した。そして、同年12月13日内閣総理大臣から市長に正式の通知が発せられた。
- ・この法案は憲法の定めるところにより、「住民投票において過半数の同意を得なければこれを制定することが出来ない。」となっているため、昭和26年2月10日住民投票が実施され、圧倒的多数の賛成を得た。そして、同年3月1日付で日本国憲法第95条の規定に基づく松江国際文化観光都市建設法が公布された。

◇松江国際文化観光都市建設法の目的（松江国際文化観光都市建設法第1条）

第1条 この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持、開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

(25) 国立マンション訴訟について（平成18年3月30日 最高裁判決）

◇事実の概要

- ・東京都国立市の「大学通り」は、教育施設を中心とした閑静な住宅地を目指して地域の整備が行われ、環境や景観の保護に対する当該地域住民の意識も高く、文教都市にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、作ることを目的とする行政活動も行われてきた地域であるが、この「大学通り」に建設された高層マンション（14階、高さ44m）をめぐり、周辺住民らが建築主などを相手に、高さ20mを超える部分の撤去などを求め提訴。

◇判決要旨

- ・「良好な景観に近接する地域内に居住する者が有するその景観の恵沢を享受する利益は、法律上保護に値する」とし、法的に景観利益を認めた。しかし、景観利益は、現時点では「景観権」という権利性を有するとは認められず、「景観の恵沢を享受する利益に対する違法な侵害に当たるのは、その行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するなど社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる」とし、本件の場合、社会的に容認された行為としての相当性を欠くものとは認められず、「景観利益を違法に侵害する行為に当たるということとはできない」とし、住民の訴えを退けた。

◇東京地裁判決（平成12年12月18日）

- ・「土地利用上の自己規制を続けた結果として良好な景観が生み出された場合、地権者らは景観維持を求める利益（景観利益）を持つ」とし、この景観利益は法的保護に値するとし、住民の訴えを認め「大学通り」に面した東棟の20mを超える部分の撤去を命じた。

◇東京高裁判決（平成16年10月27日）

- ・個々の国民又は個々の地域住民が、独自に司法上の具体的な権利・利益として良好な景観を享受するものと解することはできない」とし、住民の訴えを退けた。